



2021年6月1日

各位

会社名：株式会社大泉製作所
代表者名：代表取締役社長 佐分淑樹
(コード番号：6618東証マザーズ)
問合せ先：取締役管理本部長 鶴本貴士
(TEL. 04-2953-9211)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年6月29日開催予定の第107回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更」について付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

有能かつ多様な人材の招聘を行うことを可能とし、期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、業務執行取締役でない取締役および社外監査役でない監査役とも責任限定契約を締結できるよう、現行定款第32条第2項および第42条第2項の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第32条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を指名します)

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第32条 条文省略 2 当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) 第32条 条文省略 2 当社は <u>取締役</u> (業務執行取締役等であるものを除く)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
(監査役 of 責任免除) 第42条 条文省略 2 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(監査役 of 責任免除) 第42条 条文省略 2 当社は <u>監査役</u> との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年6月29日(予定)
定款変更の効力発生日 2021年6月29日(予定)

以上